

日本側の起訴状（案）

上海会議（2000.4.2）

VAWW-NET Japan

1. 日本軍による性奴隷制の被害の歴史的背景

1) 日本軍「慰安婦」制度の歴史的前提＜植民地化段階＞

* 日本国内で公娼制度の成立→台湾・朝鮮の植民地化→公娼制度の植民地への導入。女性への蔑視観の深まり。性意識。

* 大国意識と天皇崇拝、それと裏表の朝鮮人・中国人等アジア蔑視の深まり。

2) 日本軍「慰安婦」制度＝性奴隷制創設から終結までの歴史的経緯（戦時性暴力を含む）

・・・時間軸で「慰安婦」制度の全体像を明らかにする

①「満州事変」段階 * 上海事変・・・慰安所の創設、「満州」の「慰安婦」制度

②日中全面戦争段階・・・「慰安婦」制度の本格化と植民地からの朝鮮人・台湾人

女性の連行、中国人女性の「慰安婦」化

③アジア・太平洋戦争段階・・・陸軍中央による「慰安婦」制度の計画化、植民地からの連行、占領地女性の「慰安婦」化

2. 刑事責任を構成する事実

(1) 日本政府・軍隊における指揮命令系統

・・・日本軍による性奴隷制などの戦時・性暴力の各種の形態とそのシステムにおける指揮命令系統や事実を整理、あわせて上官による不監督責任の事実もあきらかにする

①制度としての慰安所；軍直営、軍専用、軍利用

②マスレイプ

③制度としての慰安所と強姦の中間形態＝「強姦所」（仮名）

(2) 軍・政府高官、天皇の「慰安婦」制度への責任所在を裏付ける事令害

・・・訴追の対象になるので、上記（1）の類型化で、それぞれシステムを担った事実や指揮命令系統が証明できて、かつ象徴性がある被告人の個人名とその被告人に対する事実をあげる

1) 軍・政府高官の責任所在を裏付ける事実

<例>①制度として慰安所

* 岡村寧次支那派遣軍総司令官←漢口慰安所の河君子・武昌慰安所の宋神道ケース

* （個人名） ←個別のケースから

②マスレイプ

* 松井石根 ←南京大虐殺・大強姦のケースから

* （個人名） ←フィリピン・マニラのケースから

③制度としての慰安所と強姦の中間形態＝「強姦所」（仮名）

* （個人名） ←山西省ケースから

* （個人名） ←フィリピンケースから

←侵略戦争を推進した軍の主流（参謀部、軍令関係）

2) 天皇の責任所在を裏付ける事実

▲戦争責任は問える＝侵略戦争を推進した「大元帥」は実証（山田朗『大元帥 昭和天皇』他）

また、「遅すぎた聖断」による被害への責任。

▲「慰安婦」制度への関与は？

(3) 戦後の放置・悪化させた事実

①真相究明の不十分さ・・・証拠資料の隠滅、未公開資料など

②被害者への謝罪・補償・処罰義務の不履行

▲敗戦直後の「慰安婦」の遺棄・放置、

▲東京裁判・・・天皇免責、植民地の欠落、性暴力の不処罰

BC級裁判・・・？

▲昭和天皇の戦争責任否定発言。

▲戦後の被害の継続・・・PTSD、次世代への影響。

▲名乗り出た被害者に対する誹謗など精神的加害の放置

←日本の政治家の歴史認識（戦争・植民地・「慰安婦」問題）

▲日本政府の「慰安婦」制度への責任認識

(4) 他の戦争犯罪と異なる「慰安婦」犯罪の特質

* 被害女性の心理

* 戦時強姦との関連と相違点

* 人身売買の性格

* 未成年女性の連行

* ステイグマ・被害者・加害者の沈黙

3. 法的評価

・・・戦時性暴力の刑事訴追の先例になるように。

1) 被害事実に対する法的評価

←*日本の軍隊や政府の国際法無視にもふれる

2) 責任の所在に関する法的評価

←*犯罪実行時の国際法を最大限適用する

* 女性に対する戦争犯罪についてのジェンダー視点からの国際法の変化をとりいれる
（国際刑事裁判所規程、旧ユーゴ・ルワンダ国際戦犯法廷規程など）

* 国家の責任に対する国際的な動き

3) 想定される抗弁や弁護に対する反論

←日本政府の主張への反論（時効、国家無答責、個人の補償請求権拒否等）

4) 戦後責任に対する法的評価？

←*国家責任の解除